

福井地方最低賃金審議会
第3回福井県最低賃金専門部会

- 1 日時： 令和8年8月5日（水）午前10時00分～午後0時30分
- 2 場所： 福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
控室： 14階 第三共用会議室
- 3 出席状況： 公益代表委員 井花委員、竹川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 島田委員、高山委員、中澤委員
使用者代表委員 豊嶋委員、西澤委員、山口委員
事務局 工藤労働基準部長、野崎賃金室長、
矢村賃金指導官、山田賃金係長
- 4 議題：
（1）福井県最低賃金の改正決定について
（2）その他

5 議事：

○廣瀬部会長

それでは、最低賃金専門部会を開催いたします。皆さんお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから第3回福井県最低賃金専門部会を開催します。

まず、定足数の確認からお願いいたします。

○矢村賃金指導官

はい、報告いたします。

本日は9名全員の御出席をいただいておりますので、本専門部会は有効に成立していることを御報告いたします。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございました。

それでは、本日の審議に入ります前に、全国の結審状況について事務局から報告があります。

○野崎賃金室長

はい、報告させていただきます。

現在、3県の結審の報告を受けております。Aランクでございますが、神奈川県、目安どおり54円、全会一致でございます。

Bランクでございますが、北海道、目安どおり56円、全会一致でございます。

す。兵庫県、同じく B ランクでございますが、目安どおり 56 円、全会一致でございます。

発効日はいずれも 10 月 1 日となっております。

結審状況につきましては、以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

各側から全国の決定状況について御発言ございませんでしょうか。

全会一致ということですから、結構、最初からすんなりいったということでしょうか。

○野崎賃金室長

すんなりではないと思いますが、労使それぞれ開きがあった中で、収束していった最終的に全会一致になったということだと思います。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

それでは議題の（１）「福井県最低賃金の改定決定について」に入る前に、事務局から説明があります。

事務局、よろしくお願いいたします。

○矢村賃金指導官

はい、説明させていただきます。

先日、第 528 回資料として水色のファイルでお配りしております資料につきまして御説明いたします。お持ちの方は、こちらを開いていただけますでしょうか。

その中の資料目次 3 項、最低賃金に関する基礎調査結果について、記載誤りがございましたので、申し訳ございませんが、今からお時間をいただいて説明させていただきます。

今回の資料、オレンジ色のファイルも開いていただきたいのですが、中ほどにオレンジ色の紙が挟んでございます。

その次の頁を開いていただけますでしょうか。

オレンジ色ファイルが訂正後の資料になります。水色のファイルが訂正前の資料となっております。こちらを見比べながら御説明させていただきます。

それでは両方とも、第 528 回資料の 5 頁を開いていただけますでしょうか。

オレンジ色の資料 5 頁の中ほど少し下に、訂正箇所をあらかじめ記載させていただきます。訂正箇所は 2 か所です。一つ目が調査の概要、有効回答数に関する部分です。二つ目が 12 頁から 17 頁の時間額ごとの未満率・影響率一覧表の性別に記載誤りがございます。頁数につきましては、この基礎調査結果資料のみでの頁数を記載しておりますので、今からの説明では、資料全

体の通し番号で確認させていただきたいと思います。

それでは通し番号で7頁を、オレンジファイルと水色ファイルの両方とも開いていただけますでしょうか。

前回お配りした調査結果資料7頁では、有効回答事業場数全産業は752件、地域別最低賃金対象産業552件、特定最低賃金対象産業200件と報告させていただいておりますが、労働者数0人などの有効ではない調査票も一部カウントしておりました関係で、オレンジファイルの7頁、4番の有効回答事業場数が正しい数字となりまして読み上げさせていただきます。全産業は746件、地域別最低賃金対象産業は548件、特定最低賃金対象産業は198件、これが正しい数値となります。よろしくお願いいたします。

続きまして、時間額ごとの未満率・影響率一覧表の性別についての訂正でございます。通し番号18頁をそれぞれ開いていただけますでしょうか。

水色のファイルの18頁を御覧ください。誤り箇所は一番右側の列です。

性別「女性」の欄の列、全てになります。一番上の未満率等の記載につきましては、総括表から関数で引っ張り上げているのですが、その引っ張り上げる場所を間違えておりました。そのため、一列まるごと誤った数値が掲載されております。具体的に申し上げますと、17歳以下男性の数値ばかりが掲載されている列になってしまっております。

御参考までに、水色のファイル77頁を御覧いただけますでしょうか。

総括表(2)になります。先ほどの18頁の資料の数値を引っ張り出している元データが、この総括表(2)になりますが、この中の男性の17歳以下の欄、合計人数265人、1,053円未満67人から始まる列がございます。この列を誤って全て引っ張り上げてしまっております。大変申し訳ございません。

正しくは、オレンジ色のファイル18頁以降に記載しております数値が、性別「女性」の正しい数値となっております。

なお、総括表(2)自体に誤りはございませんので、念のため申し上げます。以上になります。

○廣瀬部会長

ありがとうございました。

前回の記述につきましては、何か人数がおかしいなとは思っておりました。

○矢村賃金指導官

はい、すみません。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。訂正箇所につきましては以上ですか。

○矢村賃金指導官

はい、以上です。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。今の件につきまして、皆様何かありますでしょうか。

(意見無し)

○野崎賃金室長

引き続き、私から本日配布しております資料について御説明をさせていただきます。オレンジ色のファイルを御覧ください。

項番1番から5番まで付けさせていただいております。

7月末に毎月勤労統計調査、雇用失業情勢、福井県鉱工業指数の公表がございましたので、それぞれの数値を添付させていただいております。1頁目には、「主な統計指標等の比較」ということで、従前から配布している資料の最終版を添付しております。

5頁の資料2につきましては毎月勤労統計調査となります。

28頁の資料3につきましては、職種別の求人・求職賃金情報となりまして、以前までは5月分までを付けておりましたが、今回は6月分を添付させていただきました。6月分につきましては、上昇率を見ますと5.88%となります。

また、3月から6月までを合計いたしますと、平均で5.73%の上昇となりますので御承知おきます。

30頁からは資料4でございますが、雇用失業情勢、有効求人倍率等の資料をお付けしております。

そして45頁以降の資料5につきましては、福井県鉱工業指数の資料を添付しております。

説明は以上でございます。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、御質問などありますでしょうか。今回アップデートしていただいたデータに関する部分でございますが。

○中澤委員

今日の資料ということで、追加された部分があるかと思いますが、Bランクとの比較はないでしょうか。

○野崎賃金室長

恐れ入ります、ございません。

○中澤委員

分かりました。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。

もし途中で数字やデータについて何かありましたら、その都度お尋ねいただければと思います。

それでは議題の（１）「福井県最低賃金の改定決定について」に入ります。

初めに、前回の専門部会での議論について、事務局から説明をいただき、皆様と改めて確認をしておきたいと思います。その上で全体協議に入り、その後個別協議を行いたいと思います。そのような流れでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

なお、個別協議においてですね、労使双方の金額についてこちらでもいろいろと考えておりますけども、臨機応変に対応していきたいと思っております。事務局お願いします。

○野崎賃金室長

では、事務局から説明いたします。

まず、労使ともに最低賃金を引き上げる必要性については一致しているところでございます。また、発効日につきましては、第１回専門部会におきまして、法定発効日とすることも一致しております。

その上で引上げ額についてですが、労働者代表委員からは、連合リビングウェイジを重視しつつ、連合本部が取りまとめた有期・短時間・契約等労働者の賃上げ率、賃上げ額である 75 円を提示されております。

一方、使用者側委員からは、価格転嫁の状況、倒産件数の増加、最低賃金引上げに伴う影響率の上昇等を踏まえまして、三要素のうち、労働者の生計費に関しまして、福井市消費者物価指数の食料の上昇が 4.48%であること、賃金改定状況調査におけるＢランクの賃金上昇率が 3.4%であること、労働者 30 人未満の最低賃金近傍で働く労働者により経営している企業に特化した企業収益や経常利益率を示す統計値が存在しないことなどを踏まえまして、多くとも 4.5%、47 円の賃上げが妥当である旨示されました。

その後、労側 2 回、使側 1 回の個別協議を行わせていただきまして、目安額に近づけた金額での協議を進めてまいりましたが、全体協議の場では、具体的な金額については申し上げておりません。

説明は以上でございます。

○廣瀬部会長

ただいまの事務局からの説明について、不足している点などございました

ら、御発言をお願いいたします。

○島田委員

個別協議で提示した金額については共有しなくてよろしいのでしょうか。

ニュアンスというよりも、実際に提示した金額についてです。個別協議の際に提示した金額がありましたので、それを全体で共有した方が良いのかどうかという趣旨です。

○廣瀬部会長

その件につきましては、双方にお話を伺いたいと思っておりましたが、どうでしょうかね。

○島田委員

お任せします。

○廣瀬部会長

後ほど私の方から補足申し上げようと思います。

とりあえず今は、根拠についてのところで何か補足があればと思っております。それと念のため確認ですが、法定発効日の発効というのは10月1日にこだわっているわけではなくて、結審してから異議審を経て官報公示ということになりますので、その点再度御確認いただければと思います。

そうしましたら、私の方から、今島田委員からお話がありましたけれども個別協議を労側2回、使側1回させていただいております。少し双方歩み寄っているというか、出させていただいておりますので、その金額を今、島田委員からは出すべきだというお話だったのですが、それも確認しなければと思っております。全体協議で出してよろしいでしょうか。

○島田委員

労側は結構です。

○廣瀬委員

使側は金額という明示ではなく、ニュアンスという感じで出してよろしいですか。

○山口委員

あの時、私がお話しさせていただいたのは、地域間における数字の根拠が十分でない中で、それでいいかどうか、つまり使用者側として示した引上率が、中央最低賃金審議会が示す目安額を使用者側が示す引上率は大きく下回ることになるがそれで良いのかの判断を求められたと記憶しております。そこで中央最低賃金審議会が示す目安額を下回することは社会的な影響が大きくなる

ざるを得ないというニュアンスで発言いたしました。

○廣瀬部会長

そうですね。金額で何円という形で申し上げるのではなく、社会的影響ということ形でお伝えしてよろしいですか。

○山口委員

補足になりますが、前回、使用者側が提示した引上率を金額で示すと 47 円が本県の状況を見る限り妥当であるお話をさせていただきました。

その後、中央最低賃金審議会が示したBランクの目安額について、これについてどう考えるかというお話でしたので、私は 4.5%だから 47 円だけれども、それを押し通して目安額を大きく下回る額を福井県として出すということの影響の方が大きいので、目安額まではやむを得ないかもしれませんねという発言でした。

そのお話から時間が空きまして、さらに新しい情報、地域間の実態を示す客観的データを入手できましたのでその中でお話ししたかったことを申し上げてよろしいでしょうか。

○廣瀬部会長

まずはすみません。双方の認識の出発点として整理したいと思います。

今おっしゃりたいことは当然お話ししたいのですが、それを全体協議の場で言うのが良いのか、それとも個別協議の場の方が良いのかも含めてお伺いしたいと思います。

今のお話、山口委員のお話も含めまして、労働者側との個別協議の中で、当初出していたいただいた金額はやはり難しいという話をした際に、少しでも柔軟に対応してほしいということで、個別協議の場では明示的に 64 円という金額を出していただいております。

それに対して、今の山口委員の説明でも御理解いただけたと思いますが、事前にペーパーでも配っていたとおり、47 円が妥当だというのがお考えです。

ただ他方で、公益とのやり取りの中で、中央最低賃金審議会が出している目安額を下回るものを出した場合の社会的インパクトについても十分理解しているというニュアンスです。

私の理解が間違っていたら申し訳ないのですが、47 円という金額はあるけれども、目安については重みがあるという感じのニュアンスでお伝えしたいと思います。

仮に目安を認めていただけたとしても、56 円ですがそうしますと、労側、使側の現時点での開きは 8 円ということになります。

本日は、それぞれの主張を踏まえたうえで、少しでもその差を縮めることを

目的として考えております。

先ほどの件ですが、この場でお伝えしておきたいということであれば、この後は基本的に個別協議を 20 分行い、その後また集まって進めたいと思っています。

今日は 20 分の個別協議を 2 ラウンド考えています。

1 回目のラウンドが終わった後に全体協議するかどうか、場合によっては省略するかもしれませんが、最後にまとめは必ず行います。

どうでしょうか山口委員、今のお話はされますか。

○山口委員

前回の個別協議の中で、やむを得ないというような発言をさせていただきました。

ただ、直近というか昨日、客観的なデータ、いわゆる支払能力の部分について中小企業景況調査、中央最低賃金審議会でも全国のデータは提示されていますが、各都道府県ごとの個別表を入手し、その数字を見て、ああは言ったけどもと思い直しまして発言をさせていただきたいと思います。

まず、近隣県ということで、石川県の景況調査の結果ですが、売上高が 4 月から 6 月実績は前期比マイナス 13.3 ポイント。経常利益がマイナス 17.8 ポイント。資金繰りがマイナス 11.4 ポイントでした。

一方で福井県の実情を見ると、売上高でマイナス 21.8 ポイント、経常利益でマイナス 32 ポイント、資金繰りでマイナス 20 ポイント下がっています。

石川県と同じ B ランクで最低賃金額も非常に近いですが、本県の状況は良くない。

もう一つ、私が一番重視しているのは、設備投資実施企業の割合です。4 月から 6 月期で石川県は 23.4% でした。来期計画で 30.9% まで上がる見込みです。一方、福井県は 4 月から 6 月期で 16.5%、来期計画でも 17.6% です。

私は以前から地域間格差について、いたずらにこだわるべきではないと申し上げてきました。

これらの数字を見ると、同じ B ランクの中でも福井県の経済実態はあまり良いとは言えません。

そう考えると、目安額がどれほど重いものであったとしても、本県の実情をしっかりと見極めた上で、福井県としての最低賃金を決定していただくことはできないものかと強く思っています。

○廣瀬部会長

実は前回、労働者側の 64 円についても、公開されていないデータを基にお話しいただいていたいました。

今山口委員からのデータについても公開されているのでしょうか。

○山口委員

国所管機関による調査結果ですが、公表しているかどうかは承知していません。

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

後ほど資料を確認させていただきたいと思います。

仮に最終的な公益委員見解の中で使用する場合には、どこまで使って良いかについて相談させていただくことがあるかもしれません。

○山口委員

そうですね。

○廣瀬部会長

物によっては内部だけで外に出さないでほしいという条件が付いている可能性もありますので、その点も確認させてください。

○山口委員

そうですね。

私どもとしては、公表されてるかどうかわからない数字をもって強く押し切ろうという意図ではありません。ただ、今一度じっくり検討していただく必要があるのではないかとということでこの数字をお示ししました。

○廣瀬部会長

はい、ありがとうございます。

ということで、今のお話は、前回も目安という話をしましたがけれども、その上でやはり福井県はどうしても状況が良くないのではないかと、という御主張だったと思います。

○島田委員

1点よろしいですか。中小ということですが受け止めはおおむね300人以下ということで良いですか。何かあれば、私どもからも確認したいのですが。どれぐらいの規模の企業を対象にした報道、調査なのですか。

○山口委員

製造業、建設業については、資本金3億円以下または従業員300人以下の企業です。

卸売業については、資本金1億円以下または従業員100人以下の企業です。

小売業については、資本金5,000万円以下または従業員50人以下の企業です。

サービス業については、資本金5,000万円以下または従業員100人以下の

企業を対象とした調査でございます。

○島田委員

ありがとうございます。

○廣瀬部会長

いかがでしょうか。それでは時間もありますので個別協議に入っていきたいと思います。

先ほど野崎賃金室長のお話にもありましたように、最低賃金を引き上げる必要性についてはおおむね一致しているものの、引上げ額に対する考え方については開きがある、8円ないしそれ以上ということになりますので、個別協議の中で少しでも差を縮めていきたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、1回目を各側20分、その後に2回目も同様に20分程度で考えております。

1回目と2回目の間に、一旦全体協議を入れるかどうかについては、その時点の各側の状況を見ながら判断させていただきたいと思います。

既に時間的に難しくなってきたかもしれませんが、このスケジュールで進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、どちら側から始めさせていただきますでしょうか。

○島田委員

使側委員のニュアンスの範囲もお聞かせいただきましたので、私どもから先でいかがでしょうか。

○廣瀬部会長

労側から先でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○廣瀬部会長

そうしましたら、労働者側との個別協議を先に実施させていただきたいと思います。

使用者側委員の皆様には申し訳ございませんが、隣の第三共用会議室で待機をお願いいたします。

○野崎賃金室長

恐れ入ります。個別協議はこれより非公開となりますので、傍聴されている方は御退出をお願いいたします。

全体協議が再開される場合はお呼びいたしますので、お待ちいただければと思います。

(使用者代表委員退室)
(公労による個別協議を開始)

(労働者代表委員退室)
(使用者代表委員入室)
(公使による個別協議を開始)

(使用者代表委員退室)
(労働者代表委員入室)
(公労による個別協議を開始)

(労働者代表委員退室)
(使用者代表委員入室)
(公使による個別協議を開始)

(労働者代表委員入室)
(全体協議を再開)

○廣瀬部会長

それでは全体協議を再開いたします。

本日はそれぞれ二回の個別協議を実施しました。

まず使用者側委員の意見としては、熱心な議論を行わせていただきましたが、目安額の重みについては重々理解した上であっても、今年の中央最低賃金審議会の目安の出し方について総合判断という形で出された結果、少し曖昧なものを感じて、それを一つの目安とすることについて思うところがある。さらに、公表データではなかったのですが、福井県の企業実態として、経常利益率、売上、資金繰りのデータについて昨年同期と比べると大きなマイナスが出ているのもあって、そのまますんなり目安でいいですよとはできません。目安の重みは重々承知している上でも、すんなり目安とはいかないという御意見でした。

労働者側委員については、前回第2回での御発言に加えて、今回家計収支のデータもお持ちいただきまして、福井市と全国との比較や勤労者世帯等のデータ等を示していただいた上で、59 円、目安プラス3 円の金額を提示されました。

ということで、引上げの金額についてはまだ、労使の隔たりがあります。そのようなことですので、本日この場で専門部会として採決をするのではなく、次回8月10日の第4回専門部会において、改めて個別協議と全体協議を行い、結審を目指したいと考えています。

もちろん、10 日でも結論に至らない場合には、12 日に予備日を設定してお

ります。可能でしたら、8月10日に結審したいと考えております。その中で双方の隔たりを少しでも歩み寄っていただいて、全会一致が一番望ましいことですけれども、双方の考え方をすり合わせていきたいと思います。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○廣瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、議事の(2)その他に入ります。こちらから特に用意している案件はありませんが皆様から何かありますでしょうか。

(特になし)

○廣瀬部会長

そうしましたら、うまくいきましたら8月10日の専門部会で採決を採りまして午後からの本審で結審するということになります。その際に例年ですと審議会としての要望等を、公益委員見解を出した段階で書くことになっています。そこに盛り込みたいことの扱いについて事務局から説明をお願いします。

○野崎賃金室長

次回、公益委員見解をお出しすることになるかと思えますけれども、盛り込むべき事項がありましたら、あらかじめ8月10日の次回までに頂戴できればと思います。その内容について専門部会で議論させていただいて、この点は盛り込むべきだと公労使の皆様がお考えいただける内容についてはその場で盛り込んで、午後からの答申文に記載させていただきたいと思います。

併せまして次回の開催予定も申し上げさせていただきます。繰り返しになりますが、次回第4回専門部会は8月10日午前10時からこの会議室で開催予定です。日程上は結審を予定している回であることを御認識いただきますようお願いいたします。結審後は、午後から第529回本審を開催し答申を行う予定です。

なお、仮に8月10日に結審しなかった場合でも、同日午後より特定最低賃金改正の必要性に関する諮問を行いますので、本審は必ず開催いたします。

○廣瀬部会長

ほかに何かございますか。

(各委員発言なし)

○廣瀬専門部会長

それでは本日の専門部会を終了いたします。本日は生産的な議論ができた
と思っております。御協力ありがとうございました。

(閉会)